

第 18 回 CDM 理事会 参加報告

専門研究員 伊藤葉子

1. 総括

第 18 回 CDM 理事会会合が、気候変動枠組条約本部（ボン）において 2 月 22 日～25 日¹に開催された。わが国からは、2001 年 11 月（第 1 回 CDM 理事会）より 3 年間に亘り理事を務めた岡松壮三郎氏（経済産業研究所理事長）に代わり、（財）日本エネルギー経済研究所の常務理事であり、アジア太平洋エネルギー研究センター所長を務める藤富正晴氏が、第 10 回締約国会議（COP10）で選任され、今次会合より理事代理²として出席した。また、2005 年の議長及び副議長の選出が行われ、それぞれ Sushma Gera 女史（カナダ）、Xuedo Lu 氏（中国）に決定した³。（理事会メンバーについては本稿末「CDM 理事会メンバー表」を参照。）

今次会合は、京都議定書発効後はじめて開催される会合となった。Gera 議長は、COP10 における CDM 理事会に対する決定事項（decision 12/CP.10）として、CDM 理事会運営の迅速化が求められていること、2005 年 11 月にモントリオール（カナダ）で予定される第 1 回京都議定書締約国会合（COP/MOP 1）に向け時間的制約が大きいといったことに理事会メンバーの注意を促しつつ、議事進行を行った。

今次会合では、懸案になっていたいくつかの問題が処理された一方、理事会運営の改善に関する具体的対応等は積み残された。HFC23 回収・破壊プロジェクト 2 件（インド、韓国）について、CDM プロジェクトとして登録することが承認されたことは前向きな成果であった。これにより、CDM 理事会が登録を承認した CDM プロジェクトは合計 4 件となった。今回承認された 2 つの案件は、それぞれ年間 300 万 t-CO₂e、140 万 t-CO₂e のクレジット創出を見込む大規模プロジェクトとなっている。また、附属書 国が関与していないプロジェクトについて、登録申請段階においては附属書 I 国政府の承認レターは不要とされ、こうした非附属書 国のプロジェクト参加者のみが関与する、いわゆるユニラテラル・プロジェクトについて CDM 理事会から一定の見解が示された。他方、承認済み方法論の改訂手続きについては、改訂手続き実施の決定後、当該方法論が使用停止になるまでの経過期間について決着がつかず、合意が見送られた。また、個別方法論の承認審査においては、リーケージ⁴をどの程度まで考慮すべきかといった点を中心に議論が行われた。

そのほか、CDM 理事会ならびに下部組織の運営について、財源の不足や、理事会メンバー及び事務局局員等担当者の作業負荷が議論の進行に深刻な影響を与えている事態について、理事会メンバーから懸念が示された。CDM 理事会運営の迅速化が求められる中、こうした問題が深刻な足かせとなっている状況について、外部の注意を促すことが喫緊の課題であるとの指摘があった。

なお、次回 CDM 理事会会合は、5 月 10 日の非公式会合に引き続き、5 月 11 日～13 日に開催される予定である。

¹ 22 日は非公式ガイダンス（非公開）を開催。

² CDM 理事会は、10 名の理事と 10 名の理事代理で構成される。CDM 理事会で多数決投票が行われる際、理事のみが投票権を持つ。

³ 気候変動枠組条約の附属書 国と非附属書 国が交代で勤めることになっており、今年度は議長は附属書 国から、副議長は非附属書 国から選出された。

⁴ プロジェクト実施による直接的・間接的影響から、温室効果ガスの排出増大を生じること。

2．主要議題及び結果概要

(1) 指定運営機関の信任関連

今次会合では、第 15 回信任パネル会合 (AP15 : 2 月 4 ~ 5 日開催) の結果等に基づく第 5 次進捗報告が理事会に提出された。本報告書に示された信任パネルからの勧告内容に基づき、3 つの運営組織について有効化 (validation) フェーズ⁵の信任が決定した。このうちわが国からは、JQA (日本品質保証機構) に続き 2 つ目の指定運営機関 (DOE) として JACO CDM Ltd⁶がエネルギー関連分野を対象とする組織として信任された⁷。他に、SGS UK Ltd. (英国) がエネルギー関連分野を対象として、また、TÜF Süd (ドイツ) が廃棄物処理及び農業を対象として、信任を受けた。

DOE による有効化審査の品質を維持・向上を図る目的から、臨時査察 (スポット・チェック)⁸の他に、CDM 理事会ならびに信任パネルと DOE との間でフィードバックを円滑化する方策について、信任パネルで検討を行うよう CDM 理事会より要請がなされた。

また、複数のセクターにまたがるプロジェクトについて、有効化審査を行う DOE は、該当するセクターすべての信任を受けている必要があることについて確認が行われた。

(2) ベースライン及びモニタリング方法論関連

今次理事会では、方法論パネルより第 14 回方法論パネル会合 (MP14 : 1 月 26 ~ 28 日開催) の結果等に基づき CDM 理事会への勧告等をまとめた報告書が提出されたことを受けて、下記の点について検討が行われた。

承認済み方法論の改定手続き

これまでの理事会における議論により、承認済み方法論について大幅な改訂を行う必要があると判断された場合には、ただちに当該方法論の使用を停止する (put on hold) との手続き案が示されていた。これを受け、当該方法論を用いた進行中のプロジェクトの扱いについて、今次会合で引き続き検討が行われた。今次会合では、4 週間以内にプロジェクトの登録申請、またはパブリックコメントにかけられたプロジェクトについては、従前の方法論を用いることを可能とするテキスト案が提出されていた。これに対し、経過期間をより短縮することを強く主張する意見等が出され、合意には至らなかった。本件については、さらに理事会メンバー内で検討を行い、次回理事会会合に諮ることが決定した。

新規方法論の審査手続きの改善

新規方法論の審査作業を迅速化するための検討状況について、報告が行われた。本件については引き続き担当メンバーが検討を行い、次回会合までに具体的改善案を作成することとされた。

承認済み方法論の改訂

[HFC23 回収・破壊 (AM0001)]

これまでの検討⁹により、本方法論は、生産能力が増大しない既存の施設にのみ適用する

⁵ 運営機関の信任及び指定は、有効化審査 (validation) と検証 / 認証 (verification/certification) の 2 つのフェーズに分けて行われる。

⁶ (株) 日本環境認証機構 (JACO) が CDM に関する審査活動を目的として設立。

⁷ 正式には、COP/MOP で指定 (designate) されて、DOE (Designated Operational Entity) として登録される。CDM 理事会での信任 (accredit) は、COP/MOP による正式な指定までの間、DOE として活動することを仮に認めることを指す。

⁸ 第 7 回 CDM 理事会報告書により、CDM プロジェクトの登録や CER の発行段階で、レビュー要請があった場合等を契機に実施される。

⁹ HFC23 回収・破壊プロジェクト 2 件 ((5) 参照) の登録審査段階において、それらのプロジェクトが

ことが決められた。今次会合では、附属書 国から非附属書 国へ生産移転が行われること等を防ぐ目的から、既存の施設の定義について更なる検討が行われた。HCFC22 の生産能力に関する定義について、モントリオール議定書との整合性の観点から方法論パネルが確認を行うこととした。また、クレジット期間中における現地の環境規制の変更をベースライン排出量の算定に反映させるかどうかの点についても、方法論パネルで勧告を検討し、それらをふまえ次回理事会会合で AM0001 の改訂を行うこととした。

[バイオマス発電 (AM0004)]

バイオマス発電について、新規に統合方法論を策定する必要性が合意されていた。今次会合では、新規統合方法論 (AM0004 及び AM0015 を統合したバイオマス発電に関する統合方法論 (NM0081) 下記 (2) 参照) の承認がなされた後に、引き続き AM0004 の適用を可能とすることがどうかについて議論が行われた。その結果、複数の同様の方法論が並立することによる無用な混乱を避ける観点、及び、統合方法論の作成を推進することを勧奨するとの COP10 の決定に従い、統合方法論策定後は既存の AM0004 についてはこれを改訂し、新規の統合方法論に反映した上で、新規統合方法論がこれに置き換わることが決定した。

[廃水施設におけるメタン回収 (AM0013)]

方法論パネルの勧告に基づき、本方法論を改訂することが決定した。方法論パネルが改訂版を作成し、次回会合で検討が行われることとなった。

新方法論の承認審査

新規に提出された 18 件の方法論に関する方法論パネルの勧告について、検討が行われた。方法論パネルにおける検討報告として、全般的に追加性の立証について改善がみられるとの指摘があった。

1) 承認された方法論

方法論パネルによる検討の結果、8 件の方法論について A 判定勧告が示されていたが、今次理事会会合では、以下の方法論を承認することを決定した。

[セメント製造工程の燃料代替に関する統合方法論 (NM40 及び NM0048-rev の統合)]

本方法論では、適用条件を既存の生産能力に限定しているが、AM0001 の改訂 (上記 参照) による既存の生産能力の定義と整合的とすること等、一部の修正を加えた上で採択された¹⁰。

[浄水処理施設のポンプの効率改善 (NM0042-rev)]

プロジェクトの対象範囲 (プロジェクト・バウンダリー) をポンプに関する施設に限定する等の修正を加えた上で採択された。

[N₂O の回収・破壊 (NM0061)]

既存生産能力を生産量ではなく生産設備に関連して定義する点、クレジット期間における現地の環境規制の変更をベースラインの算出に反映する必要がないこと等の点につき一部

依拠する HFC23 回収・破壊に関する承認済み方法論 (AM0001) がリーケージを看過する恐れがあるとの指摘が CDM 理事会において行われた。ここでのリーケージとは、HFC23 は HCFC22 の副生物であるが、HFC23 の回収・破壊プロジェクトの収益性が大きいことから、HFC23 の回収量を増大させるために HCFC22 の生産を増大するというインセンティブが働き、結果として温室効果ガス排出が増大する、という考え方。これにより第 15 回 CDM 理事会において、AM0001 について再検討を行うよう方法論パネルに要請することが決定された。

¹⁰ 本方法論の改訂版については方法論パネルがこれから作成を行い、理事会メンバーが追ってこれを承認する。

修正を加えた上で採択された。

[バイオマス発電に関する統合方法論 (NM0081)]

既存の方法論(AM0004 及び AM0015)との統合方法論とすることを前提として承認された。

2) その他

[廃熱回収・自家消費への利用 (NM0031-rev2)]

PDD における追加性立証の記述と他の箇所の記述との整合性等について、方法論パネルで再検討を行った上で改訂版の作成を行い、承認審査はそれまで延期することを決定した。

[廃水処理操作及びメタンガス発電 (NM0041-rev)]

ベースラインをプロジェクトの活動規模を考慮して決定すること等、プロジェクト参加者による更なる情報提供を要請した上で、方法論パネルに再検討を求めることとなった。

メタン発生量の算出において、IPCC ガイドラインのデフォルト値の採用を求める意見が出されたが、インベントリーとベースライン排出量の算出では、保守性の概念が異なる性質である¹¹等の理由から、受け入れられなかった。また、デフォルト値を厳格な水準に設定することで、実測値の使用を促す効果がある、との考え方が示された。

NM0038、NM0045 については修正条件付き再審査、NM0029、NM0054、NM0057、NM0062、NM0067、NM0069、NM0073、NM0074、NM0083 については不承認扱いとすることを決定した。

(3) 森林・再植林 CDM

今次の理事会では、第 3 回植林ワーキンググループ (AR-WG : 1 月 25 ~ 26 日開催) 会合の結果報告が CDM 理事会に提出された。これを受け、森林・再植林プロジェクトの新方法論として提出されていた 2 件の方法論 (ARNM0001、ARNM0002) について議論が行われた。その結果、AR-WG が方法論パネルとの協議によりこれを再度検討した上で、次回会合にかけることとした。

また、今後の森林・再植林の方法論審査を効率的に実施するためにも、審査にあたる AR-WG の専門性を強化する必要性が指摘され、AR-WG に方法論パネルから 1 名の参加を得ることとした。なお、AR-WG メンバーのうち 5 名の改選が行われることになっており、候補者名簿を作成の上、次回理事会会合で検討が行われる。また、CDM 理事会メンバーの改選により AR-WG の議長が空席になっており、次回会合で任命を行う予定である。

更に、COP10 での決定 (decision14/CP.10) を受け、小規模森林・再植林プロジェクト (AR-CDM) に適用される簡素手続きの作業計画を進めることが確認された。本件は、COP/MOP1 開催までに勧告を策定することが求められており、優先順位の高い課題として作業を進めることが確認された。

(4) 小規模 CDM

今次理事会では、第 1 回小規模 CDM ワーキンググループ (SSC-WG : 1 月 31 日 ~ 2 月 1 日開催) 会合が開催されたことを受けて、当該会合の結果について報告が行われた。

その結果、小規模 CDM の簡略様式及び手続き¹²について、若干の修正が加えられた。また理事会は SSC-WG に対し、小規模 CDM プロジェクトに適用される簡素化方法論¹³の策

¹¹ インベントリーにおける排出量の算定においては、これを多く見積もること、プロジェクトのベースライン排出量の算定においては、これを少なく見積もることが、保守的とする考え方。

¹² “Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities” CDM 理事会による勧告に基づき COP8 で採択。

¹³ “Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activities” Appendix B。 プロジェクト境界、

定について引き続き作業を進めることを要請した。

なお、小規模 CDM ワーキンググループの議長に Gertraud Wollansky 女史の就任が決定した。副議長は、引き続き Richard Muyungi 氏が務める。

(5) CDM プロジェクトの登録関連

今次会合では、第 17 回 CDM 理事会会合においてレビューの実施が決定した 2 件のプロジェクト（インド（グジャラート）、韓国（ウルサン）における HFC23 回収・破壊案件）について、レビュー結果及び、プロジェクト参加者と DOE 双方による修正内容をふまえて検討を行い、両プロジェクトの登録を決定した。両プロジェクトには日本企業が参加しており、経済産業省を窓口としてわが国政府の承認を得た案件である¹⁴。なお、これまでの理事会会合において合計 8 件の登録申請が行われており、うち 2 件の登録が了承されていた¹⁵。

残る 4 件のプロジェクトについては、規定¹⁶によりレビューの実施如何が検討された。このうち 3 件（ホンジュラスにおける小水力発電プロジェクト（La Esperanza Hydroelectric Project, #0009）、チリにおけるコジェネの燃料転換プロジェクト（Graneros Plan Fuel Switching Projects, #0024）及びアルゼンチンにおける LFG 回収・燃焼プロジェクト（Olavarria Landfill Gas Recovery Project, #00029））についてレビューを実施することが決定された。これに伴い、CDM 理事会メンバーからそれぞれのレビュー担当者（レビュー・チーム）ならびにレビュー対象事項（レビュー・スコープ）が決められた¹⁷。

レビュー要請があった残りの 1 件であるホンジュラスの小水力発電プロジェクト（Cuyamapa Hydroelectric Project, #0010）は、附属書 国の関与がない、いわゆるユニラテラル・プロジェクトであったため、その登録が CDM 理事会で承認されるのかが注目された。しかし、本案件については、DOE が登録申請の際提出した書類に不備があること、及び PDD 附属書の一部の使用言語が英語となっていないことから、登録申請を差し戻すことが決定された。附属書 国の関与がないプロジェクトの扱いについては、登録は可能である、とする一方でこうしたプロジェクトから生成される CER を附属書 国が取得する（CDM 登録簿から国別登録簿への移転を行う）場合には、附属書 国はこれに対する承認レター（letter of approval）を CDM 理事会に提出すること、とした¹⁸。

なお、CDM プロジェクトの登録に関する検討は、非公開会議により決定が行われた。

(6) CDM 登録簿

事務局により、CDM 登録簿の作成状況についての概況、非附属書 国が保有する CER を附属書 国の国別登録簿に移転を行う際の手続き上の要件（口座の開設、CDM 理事会による CER 発行及び移転の指示方法等）及びそれに関連する検討課題についてのプレゼンテーションが行われた。本件については、事務局が包括的手続き案を今年 5 月までに作成し、CDM 理事会会合で議論を行うとの計画が確認された。

リーケージ、ベースライン、モニタリング、の 4 つの要素につき簡素化方法論を規定。主な適用の条件は、マラケシュ合意が規定する小規模 CDM プロジェクトの 3 基準を満たすこと、及びバリアの 1 つを示すことによる追加性立証が可能であること、バンドリングが適正であること。

¹⁴ 日本政府がこれまでに承認したプロジェクトは合計 15 件となっている。

http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/

¹⁵ Nova Gerar 埋立ガス回収プロジェクト及び RIO BLANCO 小水力発電。後者は小規模 CDM として初の CDM 登録プロジェクト。

¹⁶ マラケシュ合意（Decision 17/CP.7）により、CDM 理事会メンバー 3 名以上のレビュー要請が出されることが、レビューの実施如何の検討を行うトリガーのひとつとされる。

¹⁷ レビュー・チーム及びレビュー・スコープについては、http://cdm.unfccc.int/Projects/under_review.html 参照。

¹⁸ ユニラテラル・プロジェクトから創出される CER を附属書 国が議定書目標の遵守に用いることの可否については明確な判断がない。本稿（ 8 ） オブザーバーとの意見交換、及び、おわりに参照。

(7) 地球温暖化防止のための補助機関会合 (SBSTA) との協調

COP10 での議論の結果、CDM プロジェクトの実施がモントリオール議定書等、環境保全を目的とする他の条約及び議定書の目標達成に与える影響について、CDM 理事会と SBSTA とが協調して勧告を策定することが決定された。当該勧告は、今年 11 月に開催予定の COP/MOP1 において検討される。これを受けて今次会合では、HCFC 関連、登録簿関連の担当者をそれぞれ 2 名ずつ決定した¹⁹。

(8) その他

CDM 活動費の財務状況について

事務局より、CDM 理事会ならびに専門家により構成される下部組織 (パネル、ワーキンググループ) の運営のための財務状況について説明が行われた。これによれば、2005 年に CDM 理事会の運営に必要なとされる予算 (550 万米ドル) のうち、現在までに確保されている予算はその 3 分の 1 程度にとどまっている。理事会運営の迅速化が求められている中で、財政難が議論の進行を遅らせる一因となっているとの問題意識がある一方、一部理事メンバーからは、こうした状況においては CDM 理事会会合・下部組織会合の回数削減も不可避とする考え方が示された。議長は、業務の優先順位付けを行うことを重視すると述べ、CDM 理事会の運営方法の見直しを、現在策定中の運営計画 (Management Plan) にも反映することを確認した。

オブザーバーとの意見交換

第 18 回 CDM 理事会サマリーレポートの採択前に、オブザーバーとの意見交換の場がもたれた²⁰。オブザーバーからは、2 件の HFC23 回収・破壊プロジェクトの CDM 登録が決定したことについて歓迎の意が表明されたほか、ユニラテラル・プロジェクトの扱いに関連して、CER 移転の際に求められる附属書 国の承認レターについてより詳細な情報がプロジェクト開発の早期の段階から求められること、プロジェクト参加者にとっての不確実性を軽減するために、CDM 収益から CDM 運用経費として差し引かれる納付金 (share of proceeds) ²¹について明確にすべきこと、植林・再植林 CDM に関する作業プロセスの迅速化が求められること、CDM 理事会の機能強化の観点からもビジネス界とのコミュニケーションを拡大すべきこと、複数の方法論のレビュープロセスの間での整合性確保が求められること等のコメントが寄せられた。

これに対して CDM 理事会メンバーからは、ユニラテラル・プロジェクトに関し、CDM 理事会で決定することができるのは、京都議定書ならびにマラケシュ合意が規定する範囲内にとどまるものであり、CER の移転段階において附属書 国がどのような判断を行うことになるのかは、現時点で CDM 理事会が決定することはできないと述べた。また、CDM 運用経費としての納付金の問題については、緊急に討議する必要があるとしながらも、前提として検討すべき要素が残されていること、等のコメントがあった。

おわりに

最後に、今回の会合を振り返って、CDM 活動の促進につながることが期待される決定事項、及び これまでの過程において CDM 活動の進展に負の影響を与える要因になっているが、今次会合も含め決着がつかず CDM 理事会の今後の対応が注目される事柄を挙げ、各々について考察を加えることとする。

¹⁹ 1) Martin Enderlin, Jose Miguez; 2) Rajesh Sethi, Anastassia Moskalenko

²⁰ オブザーバーとして、国際排出量取引協会 (IEAT)、世界銀行 (PFC 担当)、ナットソース (UK)、Point Carbon、Rabo Bank、HFC23 回収・破壊プロジェクト参加企業 (インド)、Ineos Fluor Ltd., (UK)、(株) イネオスケミカル等からの参加があった。

²¹ マラケシュ合意により、発行された CER のしかるべき % 分 (share of proceeds) の CER が CDM 制度の運用経費として差し引かれることが規定されている。

活動促進が期待される決定事項

一点目は、長く待たれていた HFC23 回収・破壊のプロジェクト 2 件の登録が認められたことである。今後これら CDM プロジェクトは、プロジェクト実施によりもたらされる温室効果ガスの排出削減について指定運営機関（DOE）による検証（verification）及び認証（certification）を受けた後、CDM 理事会におけるクレジット発行審査を経ることになる。これらのプロジェクトからは、年間あわせて 400 万 t-CO₂ を超える CER が創出される見込みである。CDM 理事会が、すでに承認されている 2 件のプロジェクトとともに、“先駆者” 的 CDM プロジェクトの登録から CER 発行まで、その活動をどのように評価し、クレジット発行を承認するのか、あらためて注目される。

二点目は、あらたな方法論として 4 件が承認され、プロジェクト参加者が用いることができる方法論の増加につながったことである。とりわけ N₂O の回収・破壊は、プロジェクト 1 件あたりの削減効果が大きくなることが予想される。このため、本方法論が承認されたことで今後 N₂O の回収・破壊プロジェクトが促進されれば、CER の供給増大をもたらすことが期待される。

そして三点目は、附属書 国の関与がないプロジェクトについては、登録段階まではこれを可能とする CDM 理事会の見解が示されたことで、途上国で開発及び実施されるプロジェクトにとって CDM 登録への道が開かれたことである。ただし、今次会合の合意によれば、こうしたユニラテラル CDM により創出された CER を、CDM 登録簿から附属書 国の国別登録簿に移転（取引）する段階では、附属書 国からの承認レターを CDM 理事会に提出することが求められる。この段階ではユニラテラル・プロジェクトではなく、附属書 国が関与する“通常の” CDM の形態をとることになる。そもそもユニラテラル CDM が認められるか否かについては、京都議定書、マラケシュ合意の解釈が分かれており、可否について明確な判断が待たれる状況であることに注意が必要である。ユニラテラル CDM の問題は、国際排出量取引に関わる事柄であるため、CDM 理事会で議論するのではなく、COP/MOP で検討されるべき問題であると考えられる。

今後の対応が注目される事柄

今後の対応面で注目されることの一点目としては、「承認済み方法論の改定手続き」の問題があげられる（前述（2））。HFC23 関連プロジェクト 2 件の登録が決定された瞬間、オブザーバールームからは大きな歓声があがったが、これは当該プロジェクトで獲得が予想されるクレジットの大きさもさることながら、登録までのプロセスが極めて困難であったことによるものであろう。これらプロジェクトが経験することになった“障害”のひとつが「承認済み方法論の改定」²²であった。CDM 理事会の検討の結果、承認済み方法論の改定ならびにそれによる当該方法論の使用停止が不可避と判断された場合、進行中のプロジェクトの扱いを含む手続きをどうするかといった規定の詳細は、今次会合では合意をみなかった。これは、CDM プロジェクト参加者にとっての不確実性をどのように考えるかについて、理事会メンバーの間で立場に食い違いがあることを示している。手続きそのものについては、次回会合で決着することが予想されるが、方法論の改定・使用停止の手続きは、CDM の運営に複雑さを増す恐れもある。プロジェクト参加者は、一旦承認された方法論が、“CER 発行までのどの段階においても覆されるリスク”に常に晒されるのであり、CDM 理事会は方法論の改定実施という重大決定を行う際には、その他の方法論に関する決定内容との整合性や議論の透明性を十分確保することが望まれる。

CDM 理事会の対応改善が求められる事柄の二点目は、プロジェクトの登録が遅々として

²² 「承認済み方法論の改定手続き」は、プロジェクトの登録、あるいは CER 発行の審査段階において、CDM 理事会が承認した方法論に“問題”があると判断された場合、CDM 理事会は当該方法論の使用を停止することができる、とするものである（上述（2））。

進まない現状への対処である。本件については、CDM 理事会と DOE、及びプロジェクト参加者がそれぞれの立場から要因を指摘している。まず、CDM 理事会では、プロジェクト申請に提出される有効化報告（指定運営機関（DOE）が作成する validation report）の質に問題があるケースがあり、登録審査の遅延を招く一因となっているとの見解が示されている。他方、DOE 及びプロジェクト参加者には、有効化報告書で問題とされる事柄の多くは、CDM 理事会で明確にされていない論点が多いことに起因するとする見方もある。こうした点をふまえ今次理事会会合では、CDM の運営に関し十分な整理が行われていない論点についてはあらためて議論すべきとする考え方が理事会メンバーから示された。しかし本提案は、財政難等を理由に実現されず、議論が先送りされた。

三点目は財源の問題である。この件については、これを「CDM に対する各国の関心の低さ」としてとらえ、CDM 理事会及び下部組織の進行は財源に応じた規模及びスピードとせざるを得ないとする理事メンバーもあり、CDM 運営の迅速化について理事会メンバーの間で温度差があることが感じられた。しかし、CDM の早期クレジットの登録期限は 2005 年末となっていること等から、直ちに CDM 運営のスピードアップを図ることは多くの利害関係者が求めるところとなっている。今次会合でも言及されたとおり、CDM 理事会では Management Plan（前述（８））の作成や、新規方法論の審査手続きのストリームライン化（同（２））の検討を開始している。今後 CDM 理事会は、これらを早急に策定し、方法論及びプロジェクト登録等の個別案件の承認を精力的に進めるとともに、CDM 活動について監視、勧告する立場として、その運営を改善・強化して行くことが求められる。

（参考）：CDM 理事会メンバー表

理事	理事代理
Mr. John W. Ashe(アンティグア・バブーダ)	Ms. Desna M. Solofa (サモア)
Mr. Jean-Jacques Becker (フランス)	Ms. Gertraud Wollansky (オーストリア)
Mr. Martin Enderlin (スイス)	Mr. Hans Jürgen Stehr (デンマーク)
Ms. Sushma Gera (カナダ)	Mr. Masaharu Fujitomi (日本)
Mr. John Kilani (南アフリカ)	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (セネガル)
Mr. Xuedu Lu (中国)	Mr. Juan Pablo Bonilla (コロンビア)
Mr. José Miguez (ブラジル)	Mr. Clifford Mahlung (ジャマイカ)
Mr. Richard Muyungi (タンザニア)	Mr. Hernan Carlino (アルゼンチン)
Mr. Rajesh Sethi (インド)	Ms. Lianna Bratasida (インドネシア)
Ms. Marina Shvangiradze (グルジア)	Ms. Anasassia Moskalenko (ロシア)

（注）：イタリック体は今次会合は欠席；（ ）内は出身国を示すが、理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 国から 2 名、非附属書 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

お問い合わせ：ieej-info@tky.ieej.or.jp